

豊川市監査公表第2号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成31年2月4日

|         |        |
|---------|--------|
| 豊川市監査委員 | 鈴木 不二夫 |
| 同       | 鈴木 篤男  |
| 同       | 富田 潤   |

## 別紙

### 定期監査の結果に関する報告

#### 1 監査の対象部署

消防本部総務課・予防課・通信指令課・消防署

#### 2 監査の範囲

平成29年4月1日～平成30年12月25日

#### 3 監査の実施期間

平成30年12月7日～平成30年12月25日

#### 4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

##### (1) 重点項目

- ア 随意契約に関する事務について
- イ 財産の管理に関する事務について

##### (2) 一般項目

- ア 契約に関する事務について
- イ 補助金・交付金に関する事務について
- ウ 公金の取扱事務について
- エ 庶務その他事務について

#### 5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討、改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

豊川市防火安全協会において、事務の効率化及び明確化の観点から、経理基準の策定について検討されたい。

イ 改善事項

資金前渡金の取扱いについて、所要の帳簿を整備し、豊川市予算決算会計規則に基づく適正な事務に改善されたい。

(3) 意見

豊川市消防団及び豊川市自警団に対する運営事業交付金等において、交付対象団体の経理事務に関し消防本部として一定のルールを定め、リスク管理等に努められたい。